令和5年度第1回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会 議事録

1 日時:令和5年4月27日(木)午後2時00分から4時30分まで

2 場所:小笠原村役場本庁会議室 A、小笠原村母島支所大会議室、 WebEX によるオンライン会議室

3 出席者:

委員	環境省小笠原自然保護官事務所	若松 佳紀
	東京都島しょ保健所小笠原出張所	飯沼 雄司
	(一社) 小笠原村観光協会	中村 哲也
	(一社)小笠原母島観光協会	林 賢一
	(福)小笠原村社会福祉協議会	松林 久美子
	(特非)小笠原自然文化研究所	堀越 和夫 <会長>
	(公社)東京都獣医師会	髙橋 恒彦
	OPO の会(父島)	宮川 空
	299 の会(母島)	有賀 文子
事務局	環境課	石原、安藤、井上、米塚
請負事務局	(株)プレック研究所	酒井、宮脇、西原

(敬称略)

4 議題及び議決

議題第1号:「諮問事項 犬の繁殖を防止するための措置等について」に関する継続審議

議決:本条例としてマイクロチップの装着は義務化とし、飼養上限数は設定すること、避妊去勢はすでに努力義務として条例文面で読めることを前提にし、今回は義務化しないこと、なおこの条例運用を円滑に進める上で、小笠原村が犬の適正飼養を促進するための措置等を提言することとして答申案をまとめることについて賛成9人、反対0人で可決。飼養上限数については、会長と事務局が改めて整理し継続審議することとした。

5 配布資料

資料1 議題第1号「諮問事項 犬の繁殖を防止するための措置等について」に関する継続 審議について

参考資料1 犬が自然環境等に与える影響・リスクと対策の整理

- 6 議事の経過及び発言要旨
- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3)会議成立の宣言等

会長から、委員の過半数が出席しているため条例第18号第2項の規定により本会議は有効に成立したことが宣言された。

(4) 議事録署名人の指名

会長により、議事録署名人として林委員と高橋委員が指名され、両委員が承諾した。

(5)議事

議題第1号:「諮問事項 犬の繁殖を防止するための措置等について」に関する継続審議

- <審議会における議論の振り返りについて>
- ○事務局: (事務局より資料 p. 1「1. 審議会における議論の振り返り」について説明)
- ○松林委員:ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問があればお願いしたい。
- ○(委員からの質疑なし)
- < 犬の適正飼養に関する情報整理について>
- ○事務局: (事務局より資料 p. 2~p. 3「2. 犬の適正飼養に関する情報整理」について説明)
- ○松林委員:ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問があればお願いしたい。
- ○高橋委員:p.3 下段にある「ノイヌ」、「野犬」、「野良犬」の定義について、法律等に基づく明確な根拠があるのか。
- ○事務局:ノイヌについては鳥獣保護法、野良犬については動物愛護法、狂犬病予防法に基づく 定義がなされているが、野犬について明確な定義はない。
- ○高橋委員:ネコについても同様に理解すれば良いか。
- ○事務局:同様である。ノネコ、野良猫については、ノイヌや野良犬と同様に法律等に基づく根拠がある。
- ○高橋委員:これらの表記については、資料中でも意図的に使い分けている、カタカナ表記と漢字表記が混在していて問題ない、という理解で良いか。
- ○事務局:問題ない。
- ○堀越会長:今回の議論において、「野犬」、「野良犬」はほとんど出てこないと思う。主に議論の対象になっているのは「ノイヌ」である。
- ○若松委員:鳥獣保護法では、狩猟の対象として「ノイヌ」、「ノネコ」と表現している。その他の表現は定義が明確でないため、条例上で用いることは避けた方が良いのではないか。
- ○堀越会長:具体的な条文の文言については、神奈川大学・諸坂氏など法律の専門家から助言を 受けるのが良いだろう。
- ○高橋委員:承知した。
- < 大が自然環境などに与える影響・リスクに関する委員意見について>
- 〇事務局: (事務局より資料 p. $4\sim$ p. 6 「3. 犬が自然環境等に与える影響・リスクに関する委員意見」について説明)
- ○堀越会長:沖縄では、イヌ1頭が野外へ逸走すること自体のリスクはそれほど高くなくとも、 狩り等による定期的な餌供給がある場合にはノイヌ化や繁殖の可能性が高まり、1頭であって も自然環境等に与える影響・リスクも高まるという話であった。ただし、現在の小笠原の飼養 条件や環境条件では、沖縄のような群れを形成する事象の発生は考えにくいため、リスクはそ

れほど高くないと判断し、資料にあるような評価結果となっている。

- ○松林委員:ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問があればお願いしたい。
- ○(委員からの質疑なし)
- < 犬の適正飼養に関する既存法令の状況の整理について>
- ○事務局: (事務局より資料 p. 7~p. 11「4. 犬の適正飼養に関する既存法令の状況の整理」について説明)
- ○堀越会長:既存法令等で規定がありながら適用されていない、小笠原村では適用できない事項 については、村として何らかの対応を考える必要がある、という整理になるが問題ないか。
- (委員からの意義なし)
- < 犬の適正飼養に関し小笠原村が講じるべき対策に係る委員意見について>
- ○事務局: (事務局より資料 p. 12~p. 14「5. 犬の適正飼養に関し小笠原村が講じるべき対策に係る委員意見」について説明)
- ○堀越会長:マイクロチップの装着は、災害対応の観点からも意義があるため、ぜひ義務化の方向で進めてもらいたい。また、小笠原村においてはすでに装着率が高いことから、義務化することによって装着率 100%を目指していけると思うし、目指すべきであると考える。その 2 点について意見として追加してほしい。
- ○中村委員:観光協会としては、観光客が持ち込む犬についても、島内で飼養されている犬と同様に逸走のリスクを持っているため、何らかの対応が必要であると考える。
- ○事務局:適正飼養については、すでにペット条例において「小笠原村に持ち込まれる全ての動物(観光客が持ち込むものも含む)」を対象としているため、ご意見を踏まえて観光客が持ち込む大も含めて、マイクロチップ装着の義務化を検討していければと思う。
- ○高橋委員:現状マイクロチップ装着率が高いとは言え、装着させていない人もいる。今装着させていない人は、何らかの理由があると思われるため、丁寧な確認が必要であるが、マイクロチップ装着の義務化自体は賛成である。観光客が持ち込む犬についても、島内で飼養される犬と同様の逸走リスクを持っているため、同様に義務化していくのが良いだろう。
- ○飯沼委員:マイクロチップの装着は、逸走や繁殖を直接的に抑制するものではないが、昨年度の母島の事案を通してその意義を実感している。昨年度母島で逸走した犬は現在も捕獲されていない。今後個体が発見された際、姿が変わっていると個体識別は難しいが、マイクロチップが装着されていれば個体識別は容易である。
- ○高橋委員:避妊去勢については、動物対処室の獣医師による説明も重要である。犬は年2回程度発情期があり、その時期には繁殖のリスクや犬同士のケンカのリスクも高まる。避妊去勢は繁殖防止のみならず、犬の健康のためにも意義のあることである。すでに小笠原で飼養されている犬については努力義務でも良いかもしれないが、将来的には義務化を目指しても良いのではないか。
- ○松林委員:ここではこれまでいただいた委員意見のとりまとめについて、違和感がないかどうかご確認いただければと思う。詳しい意見交換は「6. 犬の適正飼養に関する答申の検討について」にてお願いしたい。ここでいただいたコメントはご意見の一つとして残しておきたい。

- ○堀越会長:資料中では避妊去勢を義務化するかどうか、という表現になっているが、条例化する場合でも義務と努力義務がある旨、補足したい。また、頭数制限については、資料中の表現だと頭数制限に賛成なのか反対なのかわかりにくい。頭数制限をした方が良い、という方向性であれば、その旨わかりやすく表現いただきたい。
- ○松林委員:その他ご意見・ご質問があればお願いしたい。
- (委員からの質疑なし)
- < 犬の適正飼養に関する答申の検討について>
- ○事務局: (事務局より資料 p. 16「6. 犬の適正飼養に関する答申の検討」について説明)
- ○堀越委員:今、事務局から提示いただいているものは、あくまで案レベルのものであり、内容の方向性、具体的な文言ともに今後精査が必要な状態である。答申の骨格あるいはたたき台となるものなので、ここではこれについてしっかりと議論をし、方向性をまとめるようにしたい。この審議会は決議を取ることができるため、多数決を取ってまとめていくこともできるが、本日は全員のご意見を聞きながら丁寧にまとめていきたいと考えている。意見を述べる際には理由を添えていただけるとありがたい。
- ○若松委員:まず初めに確認したいが、ここでは島内で飼養される犬を対象として想定すれば良いのか。先ほど意見のあったように、観光客が連れてくる犬への対応も含めて議論するのか。
- ○事務局:基本的には登録されている(村内で30日以上飼養されている)犬を対象として考えているが、それ以外の全ての犬に関する適正飼養について答申をいただいても問題ない。
- ○堀越会長:適正飼養に関しては、登録の有無に関わらず遵守が必要だろう。
- ○事務局:条例上、マイクロチップの装着は登録の有無に限らず努力義務としている。さらに猫 の登録時には義務となる。
- ○若松委員:マイクロチップの装着については、動物愛護法の改正により、すでにペットショップ等で購入する個体については装着が義務化されている。小笠原の特殊性を考慮すれば、義務化は自然な流れと思う。今回の諮問事項ではないが、中村委員からも発言のあった観光客が連れてくる犬については、すでに努力義務が定められているとのことだが、島内で飼われている犬以上に捜索・発見が難航すると思われることから、普及啓発を強化する等の対応をしていけると良いと考える。
- ○飯沼委員:東日本大震災の事例を見ても、災害時に逸走した犬が飼い主の下に戻れるかどうかは、マイクロチップの装着にかかっており、装着の意義はあると考える。ただし、犬は人の資産にあたるものであり、法律で努力義務となっているものを条例で義務化することができるのか、制度上の問題がないのか法律の専門家の方に確認いただきたい。特に問題ないようであれば義務化が良いと考える。
- ○宮川委員:マイクロチップ装着は飼い主にとってもメリットがあり、島内ではすでに装着率も高いため、飼い主としても納得して協力できると思う。ただし、高齢の犬に対しては装着に難色を示す飼い主もいると思うので、猶予期間などがあると良いだろう。
- ○中村委員:マイクロチップについては義務化の方向で問題ない。ペットと一緒に来島する観光客を受け入れる体制を整えるとともに、ペットの適正飼養、適切な管理を通して、観光客と一緒に自然を守っていくという意識を共有できればと思う。先ほど飯沼委員から発言があったように、法律上問題ないようであれば、義務化の方向で進めるべきと考える。

- ○林委員:母島観光協会としても、マイクロチップ装着の義務化について異論ない。
- ○有賀委員:マイクロチップ装着の義務化に賛成である。飼い主としては、義務化は当たり前と 思う。むしろ、現在装着していない方、装着を反対している方はどういう感覚を持っているの か伺いたい。
- ○事務局:装着反対派のご意見としては、マイクロチップの装着は不自然、人間のエゴだなどといった感情的なものが多く、獣医師と丁寧に説明すればご理解いただけるように感じている。
- ○高橋委員:ペットショップで取り扱われる犬については、マイクロチップの装着が法律で義務 化されているため、マイクロチップの装着義務化は自然な流れと思う。法律では保護犬等の一 部の犬は義務化の対象から外れているため、条例では法律で義務化の対象となっていない犬も 含めたすべての犬に対して義務化することで、より強固なものにしていければ良いと考える。 審議会委員の中では特に反対意見はないようだが、村民の中にいる反対派のご意見・感触を伺 いたい。今紹介いただいた感情的なもの以外の理由はないのか。
- ○事務局:小笠原では飼い主がわからなくなることがないため装着の必要はない、現在ノイヌがいないため必要ない、といったご意見もある。
- ○高橋委員:動物愛護法の考え方は、今すぐ全ての犬にマイクロチップ装着をというよりは、将来的に装着率100%を目指せれば良い、という感覚だと認識している。条例についても同様のスタンスで良いのではないか。
- ○松林委員:努力義務の場合、装着しなくても良いと捉えられる可能性もあるため、義務化して おいた方が良いと思う。今すぐ装着率100%を目指すのではなく、将来的に100%を目指していけ れば良いと思う。
- ○堀越会長:マイクロチップは、ノイヌと飼い犬を明確に区別するための重要なツールとなる。 小笠原においては、すでにノネコと飼い猫の判別として活用している例もあるため、犬につい ても義務化に賛成したい。運用については細部検討が必要かと思うが、本日の結論はまず義務 化が必要というところまでに留め、先の議論に進んで問題ないか。
- ○中村委員:問題ない。運用についてはすぐに答えを出せるものではないと思う。
- (他委員からも意義なし)
- ○若松委員:避妊去勢について、犬が自然環境等に与える影響・リスクの程度を考えると、必ず 義務化した方が良いとは思わない。努力義務とするかどうかについては、飼い主の意向が重要 と思うので、事務局に判断を委ねたい。
- ○飯沼委員:避妊去勢の義務化は難しいのではないかと思う。マイクロチップについては、動物 愛護法でも義務化されているが、避妊去勢についてはそうではない。また、避妊去勢の手術に はリスクも伴うため、そういった意味でも義務化は難しいと考える。一方で、避妊去勢をしな いことで生殖器系の病気に罹るリスクもあるため、避妊去勢のメリットについて獣医師と連携 して発信していくことが必要と思う。
- ○宮川委員:避妊去勢は麻酔を伴う大きな手術であることから、義務化については反対である。 また、すでに条文中に「飼養個体をみだりに繁殖させてはならず」という文言がある。これに さらに文言を追加する必要があるのかどうか、判断しかねる。
- ○中村委員:避妊去勢の義務化は、飼い主の感情的に難しい部分があると思う。ただし、避妊去 勢のメリットについて獣医師とともに発信していくことは重要と思う。一方で、飼っている犬

- の子どもを見たいと思う飼い主がいることも事実である。この条例では、自然環境保全のみならず、飼い主やペットの幸せも尊重していく方針と理解している。こうした反対派の意見も念頭において検討していくべきである。
- ○林委員:努力義務でも十分強い規定と思う。繁殖防止についてはすでに「飼養個体をみだりに 繁殖させてはならず」といった表現がある中で、避妊去勢についてあえて条文に明記する必要 はないのではないか。
- ○有賀委員:犬をペットではなく家族の一員としてとらえると、避妊去勢については様々な考え 方があると思う。条文に文字で示すというよりは、獣医師から指導していくのが良いのではな いか。
- ○高橋委員:避妊去勢は義務化した方が良いと思う。手術のリスクは猫も犬も同じであり、家族の一員という点も同じである。これまでは島内での手術が難しいという事情もあったかと思うが、今後島内で手術できるようになるならば、改めて義務化を検討しても良いのではないか。飼い犬の子犬を見てみたいという意見もあるかもしれないが、犬の繁殖管理は容易ではなく、安易な繁殖が多頭飼育崩壊を引き起こしている、と考える獣医もいる。猫で言えば、一昔前は放し飼いが主流だったのが、今は室内飼いが主流になってきている。時代とともに飼い主の考え方、飼い方のスタンダードも変化していくと思われる。
- ○松林委員:犬の避妊去勢については、飼い主に判断を委ねるのが良いと考える。ただし、飼い 主の知識が足りないという話もあるため、獣医師による指導は推進していくべきと考える。
- ○堀越会長:犬は猫と異なり、散歩中に繁殖するリスクがある。自身もかつて大型犬を飼っていた際は避妊去勢手術をした。一方で、小笠原では現在のところ望まれない出産は見かけないように思う。避妊去勢の難易度やリスクは、猫も犬も同じという指摘はごもっともだが、中大型犬を含むすべての犬種が安心して村内で手術を受けられる環境が整うまでは、義務化すべきではないと考える。将来的に避妊去勢手術を行う環境や体制が整えば、義務化を考えても良いように思う。努力義務とするのか、あるいは条例上は避妊去勢という文言を出さずに、獣医師等の指導のみで対応するのかについては、会長である自身に引き取らせていただきたい。まずは避妊去勢を希望する飼い主が手術を受けられる環境、費用面を村が整えるという方向性でいかがか。
- ○高橋委員:自身はあくまで島外の者であるため、島で暮らすみなさんが納得できる内容とする ことが重要である。無理に義務化しなくても問題ない。
- (他委員からも意義なし)
- ○若松委員:飼養頭数制限については、犬が自然環境等に与える影響・リスクの程度から、適正 飼養が推進されている・できるという前提であれば、現時点で強い要望はない。具体の頭数を 設定するとなると判断が難しい。他の委員のみなさんで決定いただければと思う。
- ○飯沼委員:避妊去勢を義務化しないのであれば、多頭飼育崩壊のリスクを低減するためにも頭数制限は必要であると考える。具体の頭数の設定は難しいが、感覚的には超大型犬であれば1頭が上限のように思うが、小型犬であれば3頭だと厳しすぎるようにも思う。
- ○宮川委員:頭数制限については、正直なところ判断がかなり難しい。何頭であっても自然環境 への影響はあると思うので、獣医師の先生のご意見なども伺いながら、上限を決めていければ と思う。

- ○中村委員:上限数を明確に示すことは難しいと思う。これまでも発言してきたとおり、犬種や居住環境によって状況が大きく異なる。特に小笠原は恒常的に住居や土地が不足している中で、移住してきて犬を飼い、繁殖させる人がどれだけいるだろうか。ただ、将来的なリスクがゼロではない以上、犬種単位での頭数制限などは検討していく必要があると思う。現時点では何らかの頭数制限は必要と思うが、具体の頭数は明言しにくい。
- ○林委員: 頭数制限は必要と思う。具体の頭数は難しいが、猫の上限数 (5 頭) が一つの目安になるのではないか。
- ○有賀委員:頭数よりも飼い主の飼い方が重要と思う。きちんと飼える人であれば、多頭飼育でも問題ないと思うが、飼い主がきちんとしていなければ1頭でも問題は生じると思う。
- ○高橋委員:有賀委員と同意見である。飼える人は飼える、飼えない人は飼えない、ということだと思う。ただ、それを基準化することは難しいため、頭数制限は必要と思う。具体的な数で言うと3~5頭が妥当なのではないか。内地でも5頭飼養している人はほとんど見かけない。個人の感覚ではあるが、保護犬や超大型犬を飼養している人、5頭以上の多頭飼育をしている人は、適正飼養ができていない傾向にある。なにか数字を示せと言われれば3頭が良いと思うが、この事項についても島内の方々のご意見が重要と思うので、判断は委ねたい。ちなみに2世帯住宅の場合はどのようにカウントされるのか。
- ○事務局:同一施設に2世代が住んでいる場合は1世帯とカウントする。別の住居で世帯を別にしている家族が飼養する場合は猫は10頭まで飼えることになる。
- ○高橋委員:愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題ワーキンググループにおいて、諸坂先生が「条例はマナーやモラルのないほんの数%の人のために作るものだ」という趣旨の発言をされていた。現状の飼養頭数を踏まえると、3頭か5頭を上限とするのが良いのではないか。
- ○松林委員: 頭数制限は必要と思う。具体的な頭数は5頭が良いと思う。現状の飼養状況を踏まえると、5頭以上飼おうとする人には何らかの介入が必要と思う。出産等で一時的に上限数を超過することはあっても、基本は5頭で良いのではないか。
- ○堀越会長:頭数制限は必要だと思う。過去に秋田犬のブリーダーがいたことを考えると、現在は問題がなくても将来的なリスクを考慮する必要がある。小笠原海運では船内に持ち込める犬の犬種を制限しているようだが、航空会社でも同様の対応をしているようである。そもそも飼い主がきちんと責任を持つことが大前提であり、それができていない人に対しては村がフォローアップしていくことが重要と思う。制限をかけるならば、飼い方指導と両輪で進めていくべきと思う。また、上限数は最大5頭を基本とし、犬種や飼育環境に応じて上限数を変えるのが良いのではないか。出産時の一時的な上限超過の取扱いなども含めて、詳しい内容は事務局で検討いただければと思う。
- ○松林委員:頭数制限は行う方向で、詳細は事務局で検討いただくということでいかがか。
- (委員からの意義なし)
- ○事務局:本日の議論内容を踏まえて村で答申案を作成し、会長や委員のみなさまと議論しながら、答申としてまとめていければと思う。その後、村では答申を踏まえて条例改正案を検討し、議会に諮ることになる。

- ○堀越会長:条例改正前に住民説明会を開催してもらいたい。運用面が整理されれば、条例も受け入れてもらえると思う。
- ○事務局:「(4) その他の適正飼養推進に関する対策」については、答申の追加提案として取りまとめる方向にできればと思う。

(6) 閉会